

# 地域で子どもを育むプロジェクト

～ 信州こどもカフェ運営支援助成 ～

## 県内各地で活動をおこなう「信州こどもカフェ」の運営団体を応援します

〔信州こどもカフェって？〕

現在、全国では「こども食堂」等の名称で地域の実状に応じた様々な子どもの居場所の取組が行われています。

こうした中、長野県は、県内で行われている様々な子どもの居場所の取組の中で、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品等のリユースなど複数の機能を提供し、月1回以上計画的に開催されているものを「信州こどもカフェ」という愛称で呼ぶこととし、その設置を推進しています。

「信州こどもカフェ」(子どもの居場所づくり)について

長野県ホームページ → → →



## 対象となる団体

以下の(1)から(8)のすべてを満たす、地域住民が主体となりボランティアで開設する信州こどもカフェを運営する団体等とします。(法人格の種類、有無は問いません)

- (1) 県内で開設され、営利を目的としないもの。
- (2) 計画的に開催され、同一地区内で月1回以上開催されるもの。
- (3) 以下アからウのいずれかに該当する複数の取組を行うものであること。
  - ア 学習支援と食事提供
  - イ 学習支援とその他の取組(悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等)
  - ウ 食事提供とその他の取組(悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等)
- (4) 今年度、長野県で実施する地域発元気づくり支援金の助成を受けていない団体であること。
- (5) 信州こどもカフェの開設時に、現場を統括するリーダー及び子どもに対して適切な支援ができるボランティア等のスタッフが配置されていること。
- (6) 食事提供にあたっては、無料又は低額(実費相当程度)の料金とされていること。また、保健所の指導に従い衛生管理が十分配慮されていること。
- (7) 活動内容が公序良俗に反しないこと。
- (8) 本助成金を3か年受けていない活動であること。



**募集締切 : 8月2日(金) 必着**

### 助成に関するお問合せ

社会福祉法人長野県社会福祉協議会  
まちづくりボランティアセンター  
TEL: 026-226-1882 / FAX: 026-227-0137  
E-mail: vcenter@nsyakyo.or.jp  
HP: <https://www.nsyakyo.or.jp>  
(信州こどもカフェ運営支援助成のバナーをクリックして下さい。)



### 助成申請書の提出先

団体住所のある市町村社会福祉協議会(ボランティアセンター)にご提出ください。

■市町村社会福祉協議会(ボランティアセンター)  
所在地・連絡先  
URL: <https://www.nsyakyo.or.jp/about/cities/>



本助成は、信州こどもカフェを応援したい民間企業・団体・個人の皆様から長野県にいただいた寄付を活用し実施しています。



あなたのこどもカフェ  
で申請できる金額は？

3つの設問にチェック  
を入れて申請上限額を  
確認しましょう

【基本額】

すでに活動中  
※R6年3月以前から  
活動している

3万円

今年度から活動  
※R6年4月～12月  
の間に開設

5万円

【上乗せ額①】

**+** 弁当や食料品を配  
布する活動を行  
いますか？

配布する  
2万円

配布しない  
0円

【上乗せ額②】

**+** 毎月の開催  
予定数(※)

月1回  
年間～16回

月2回  
年間17～27回

月3回  
年間28～38回

月4回  
年間39回以上

0円

4万円

8万円

12万円

申請できる

上限額

円

※申請時は申請時までの実績及び予定で提出いただきます。

実施報告書提出後、年間開催回数を確認し、回数に応じた上乗せ額②を決定し、お支払いします。

<申請上限記入例>

けんしゃ子ども食堂  
R5年4月～活動開始  
月2回開催  
お弁当や食料の配布有



【基本額】

すでに活動中  
※R6年3月以前から  
活動している

3万円

今年度から活動  
※R6年4月～12月  
の間に開設

【上乗せ額①】

**+** 弁当や食料品を配  
布する活動を行  
いますか？

配布する  
2万円

配布しない  
0円

【上乗せ額②】

**+** 毎月の開催  
予定数(※)

月1回  
年間～16回

月2回  
年間17～27回

月3回  
年間28～38回

月4回  
年間39回以上

0円

4万円

8万円

12万円

申請できる

上限額

9万  
円

※助成金額の詳細については「2024年度募集要項」をご確認ください。

### 助成対象経費

令和6年4月1日から令和7年2月28日までに信州こどもカフェの活動に要する経費  
(需用費(食材費・消耗品費・燃料費・印刷費)、賃借料、謝金、旅費等)

※経費に係る領収書またはレシート等の明細(原則原本)のあるものに限りま

※1件あたり100,000円以上の物品で一年以上にわたり使用に耐えると認められる物品は対象となりませんので、ご注意ください。

※こどもカフェを開催しない場合に、家庭向けに弁当や食料品の配布をするために生じた経費も対象とします。

### 助成スケジュール

